

上場銘柄の信頼性向上等のための上場制度の見直し（案）

平成14年12月 6日

証券会員制法人 福岡証券取引所

趣旨

昨今の経済情勢を受けて、経営破綻に至る上場会社が相次いでいる。

このようななか、投資者のマーケットに対する信頼の維持・向上を図る観点から、財政状態が著しく悪化した会社の株式や市場の評価を得られなくなった銘柄等について、より適切な対応を図ることが期待されており、6月25日に閣議決定された「経済財政運用と構造改革に関する基本方針2002」においても、我が国経済の構造改革を推進する観点から、証券市場における退出基準を厳格化すべき旨の要請がなされている。こうした情勢を踏まえ、今般、「株券上場廃止基準」等について所要の整備を行い、本所市場に対する信頼性の向上を図ることとする。

見直しの概要

項目	内容	備考
1. 上場銘柄の信頼性向上のための上場廃止基準等の整備 (1) 債務超過に係る上場廃止基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none">最近1年間に終了する連結会計年度の末日において債務超過の状態にある場合において、翌連結会計年度の末日においても債務超過の状態であるときは、上場廃止とする。	<p>最近1年間に終了する連結会計年度の末日において債務超過の状態にある銘柄については、有価証券報告書による確認の後、翌年度も継続して債務超過となる場合には上場廃止となる猶予期間に入った旨の周知を行うこととなる。</p> <p>この改正の施行日（平成14年内予定）以後開始する事業年度から適用する。（3月期決算会社の場合には、平成16年3月期において債務超過となった場合において、平成17年3月期においても債務超過であるときに、上場廃止となる。）</p>

項 目	内 容	備 考
(2) 時価総額に係る上場廃止基準の新設	<ul style="list-style-type: none"> 時価総額が5億円に満たないこととなった場合において、9か月（事業改善計画等の提出・公表がない場合は、3か月）以内に時価総額が5億円を回復しないときは、上場廃止とする。ただし、市況全般が急激に悪化した場合で、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、この限りでない。 	<p>「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画により、該当年度の次の事業年度（3年目）において債務超過の解消が見込まれる銘柄の例外的な取扱いについて検討する。</p> <p>時価総額が5億円に満たないこととなった銘柄については、9か月以内に時価総額が5億円を回復しない場合には上場廃止となる猶予期間に入った旨の周知を行うこととなる。</p> <p>「時価総額が5億円に満たないこととなった場合」とは、終値によって算出した最近1か月間における平均時価総額又は月末時点の時価総額が5億円に満たない場合とする。</p> <p>「時価総額が5億円を回復しないとき」とは、終値によって算出した最近1か月間における平均時価総額及び月末時点の時価総額が5億円以上とならないときとする。</p> <p>時価総額の審査については、平成15年4月の時価総額から審査対象とする。</p> <p>この改正の施行日以前に上場している銘柄であって上場株式数が5,000単位以下で、かつ、資本政策書等の提出・公表を行った場合は3年間の猶予期間を設ける。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2. その他の整備</p> <p>(1) 時価総額に係る上場審査基準の新設</p> <p>(2) 少数特定者株数比率に係る上場廃止基準における猶予期間適用の見直し</p> <p>(3) 整理ポスト割当期間の短縮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q - B o a r d 銘柄の時価総額が 2 億円に満たないこととなった場合において、9 か月（事業改善計画等の提出・公表がない場合は、3 か月）以内に時価総額が 2 億円を回復しないときは、上場廃止とする。ただし、市況全般が急激に悪化した場合で、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、この限りでない。 ・ 時価総額に係る上場廃止基準の新設に伴い、時価総額に係る上場審査基準として、1 0 億円以上が見込まれることを要件とする。 ・ 少数特定者持株数が上場株式数の 9 0 % を超えている場合においては、1 年間の猶予期間を置かず、上場廃止とする。ただし、当該事業年度に係る有価証券報告書の提出にあわせて、本所所定の公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出し、少数特定者持株数比率の改善について上場会社が公表する場合は、この限りでない。 ・ 上場廃止基準に該当した銘柄を割当てる整理ポストの割当期間は、原則として、割当後 1 か月間とする。 	<p>基準の適用については、上記に同じ。</p> <p>従前より、Q - B o a r d 銘柄の時価総額に係る新規上場基準として、3 億円以上が見込まれることを要件としている。</p> <p>時価総額は、原則として新規上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額により計算する。</p> <p>この改正の施行日以後に上場申請を行う銘柄の審査から適用する。</p> <p>「少数特定者持株数」とは、従来どおり、大株主上位 1 0 名及び役員が所有する株式数に自己株式を加えた株式数をいう。</p> <p>この改正の施行日以後到来する決算期から適用する。</p> <p>この改正の施行日において、現に整理ポストに割当てられている銘柄の割当期間については、従前どおり（原則 3 か月間）とする。</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 再建計画に係るディスクロージャーの充実	<ul style="list-style-type: none"> 債務免除等の金融支援を受ける上場会社が適時開示規則に従いその内容の開示を行う場合の開示内容には、再建計画の概要も含めて記載するよう要請する。（「会社情報適時開示ガイドブック」における開示様式の改訂） 	<p>再建計画やその進捗状況については従来より開示項目としてきたが、その具体的な開示内容を「会社情報適時開示ガイドブック」に明記する。</p> <p>再建計画の概要には、経営が困難になった原因、事業再構築計画の具体的内容（経営困難に陥った原因の除去を含む。）新資本の投入による支援や債務の株式化などを含む自己資本増強策、資産・負債・損益の今後の見通し、資金調達計画、債務弁済計画等が含まれる。</p> <p>再建計画の進捗状況については決算短信等を通じた開示を求めることとなる。</p>
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の見直しを行う。 	<p>制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定・取消基準についても所要の見直しを行う。</p>

改正時期

平成14年12月下旬の施行を目途とする。

なお、平成15年3月期から、継続企業的前提（ゴーイングコンサーン）への重要な疑義に関する事項の注記及びそれに対する監査人の意見表明が、整備・開始されることが予定されており、今後における関連する法令の整備の状況、日本公認会計士協会による実務指針の策定の状況等を踏まえて、別途、上場制度における対応策を検討する。